

ロシア極東の農業及び水産業の生産力向上に係る日露共同プロジェクトについて

農林水産省

農林水産省とロシア農業省とは、日露両国が推進する8項目の「協力プラン」のうち「極東における産業振興、アジア太平洋地域に向けた輸出基地化」に資する、農業・水産業分野の日露協力について議論を行ってきました。

1月16日（木）、両省は次官級の協議をベルリンにて開催し、「ロシア極東の農業及び水産業の生産性向上に係る日露共同プロジェクト（以下：共同プロジェクト）」（別紙1）について合意に至り、本共同プロジェクトの推進のための協力覚書（別紙2）に署名しました。

本共同プロジェクトは、ロシア極東の農業及び水産業において、日露協力の可能性を有する分野・品目を特定するとともに、両国の民間企業の参画により、当該分野・品目に関連するプロジェクト形成の促進を図っていくものです。

今後、農林水産省は、ロシアにおける農林水産関連ビジネスに関心がある日本の民間企業・団体の皆様を支援するために実施している「ロシア極東等農林水産業プラットフォーム」等を通じ、民間企業・団体の皆様と連携し、本プロジェクトを推進していくこととしています。

○共同プロジェクトの概要

- （1）日本の民間企業の技術・ノウハウの活用を通じ、ロシア極東の農業・水産業の生産性の向上及び品質の改善を図ることを目的とする。
- （2）下記の日露協力の可能性を有する分野において日露企業の協力を推進する。

<対象分野>

- A 大豆、トウモロコシ、小麦、畜産物などの生産性向上・輸出力拡大
- B 野菜温室の増加による野菜生産の増進等
- C 魚製品及び海産食品の生産及びロシア国内外への供給の増加

○協力覚書の主な内容

- （1）農林水産省及びロシア農業省は、共同プロジェクトの成功裏の実施及び遂行のためのあらゆる可能な貢献を行う。
- （2）両省は、共同プロジェクト実施の結果を評価し、協力へ更なる推進力を与えるため、次官級の定期的な会合を開催する。

日本国農林水産省
ロシア連邦農業省

ロシア極東の農業及び水産業の生産性向上に係る日露共同プロジェクト

目的

ロシア極東の農業及び水産業の生産性向上に係る日露共同プロジェクト（以下「共同プロジェクト」という。）の目的は、ロシア産品による輸入食品の漸進的な代替及びアジア太平洋地域の国々への国内産品の漸進的な輸出増加とともに、生産性改善、貿易拡大及び投資誘致のため、ロシア極東の発展を図ることである。日本の民間企業の技術及びノウハウの利用を通じて、ロシア極東における農業及び水産セクターで生産される産品の生産量の増加、生産性の向上及び品質の改善が達成される。

任務

上記目的は、3つの任務により実施される。課題解決の原則、ターゲット市場及び品目は以下のとおり。

1. 大豆、トウモロコシ、小麦、菜種、牧草、畜産物、野生ベリー及びそれらの加工品に係る農業セクターの生産性の向上及び輸出力の拡大

日本の農業機械、肥料、農薬及び乾燥・加工技術の使用並びに農産物の生産性の成長及び価値付加を通じた競争力向上の結果としての、アジア太平洋地域への農産物の輸出拠点としてのロシア極東の発展。

品目	地域
大豆	沿海地方・アムール州
トウモロコシ	沿海地方・アムール州
小麦	沿海地方・アムール州・ザバイカル地方
菜種	沿海地方・ザバイカル地方
飼料用牧草(乾草)	沿海地方・ザバイカル地方・アムール州
加熱加工肉	沿海地方、ブリヤート共和国

2. 野菜温室の増加による野菜生産の増進等

- a) 日本の寒冷地向け温室建設技術、水耕栽培装置及び温室の微気候制御技術を使用した、国内の温室における野菜生産の増大及び新鮮で安全な野菜を周年栽培できる野菜温室の建設拡大の結果としての輸入代替。
- b) 日本の民間企業の技術及びノウハウを使用した、ロシア連邦の法律により設定された要件を満たす野菜の露地生産の推進。

品目	地域
トマト、キュウリ	ハバロフスク地方・サハ共和国、 沿海地方、カムチャッカ地方、アムール州
イチゴ	ハバロフスク地方・サハ共和国、 沿海地方、カムチャッカ地方、アムール州
タマネギ	サハリン州

3. 冷凍魚、魚製品及び海産食品の生産及びロシア国内外への供給の増加

日本の加工、保存及びパッケージング技術を活用した、ロシア極東の豊富な海洋資源の付加価値の向上、ロシア国内への供給及びアジア太平洋諸国への輸出。

品目	地域
魚類及び甲殻類の加工品	沿海地方、カムチャッカ地方、サハリン州、サハ共和国、 ブリヤート共和国

目的の推進方法

両省は、共同プロジェクトの一環として、日露間のビジネス交流の構築及び特定のイニシアティブ（プロジェクト）の実施を目的とする様々な（レベルや形式の点から）活動を実施する。この目的のために、安倍首相とプーチン大統領によるイニシアティブに従って創出された、ロシア極東等農林水産業プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）その他の適切な機会が活用される。

日本国農林水産省は、プラットフォームその他のロシア極東における日本とロシアのビジネス界との間の対話の機会により、ロシア極東地域における共同プロジェクトの実施に参加する日本の民間企業の数の増加に努める。

ロシア連邦農業省は、特に「極東投資誘致・輸出促進エージェンシー」及び連邦国家予算機関「アグロエクスポート」を通じ、共同プロジェクトに参加するロシアの民間企業の数の増加に努める。

両省は、共同プロジェクトの目的の実施に貢献し得る両国のビジネス界のイニシアティブについて、お互いに通知する。

ロシア極東の農業及び水産業の生産性向上に係る日露共同プロジェクトに関する
日本国農林水産省とロシア連邦農業省との間の協力覚書

日本国農林水産省及びロシア連邦農業省（以下単独で「省」といい、総称して「両省」という。）は、

ロシア極東における日露間の協力と、このプロセスへの日露のビジネス界の参加の重要性を認識し、

ロシア極東における農業及び水産セクターの発展を促進し、特にアジア太平洋地域の国々の市場への輸出力を向上させるために、

以下の事項について一致した。

1. 両省は、ロシア極東の発展、同地域における近代的な農業及び漁業生産の創出、貿易の拡大並びに投資誘致という共通の関心に基づき、本覚書の付録である「ロシア極東の農業及び水産業の生産性向上に係る日露共同プロジェクト」（以下「共同プロジェクト」という。）を採択し、両国の国内法規及び権限の枠組みの中で、共同プロジェクトの成功裏の実施及び遂行のためにあらゆる可能な貢献を行う意図を有する。
2. 両省は、共同プロジェクトの実施の結果を評価し、協力へ更なる推進力を与え、必要に応じて共同プロジェクトの修正を行うため、次官級の定期的な会合を開催する。
3. 本覚書は法的拘束力を有さず、いかなる権利及び義務をも生じさせるものではない。
4. 本覚書の解釈又は適用に関する両省間の不一致は、両省間の協議又は交渉を通じて友好的に解決される。
5. 本覚書はその署名日から開始され、いずれか一方の省が他方の省から本覚書を終了させる意思についての書面による通知を受理した日から 6 か月後まで適用される。本覚書の終了は、共同プロジェクトの下で既に進められている活動に対し影響を及ぼさない。

2020 年 1 月 16 日にドイツ連邦共和国ベルリンにて、日本語、ロシア語及び英語それぞれ 2 通の原本に署名した。解釈に相違が生じた際は、英語による文書が優先される。

大澤 誠
農林水産審議官
日本国農林水産省

レヴィン・セルゲイ・リヴォヴィッチ
国際担当次官
ロシア連邦農業省